

京都産業大学教材・コンテンツ制作室利用要領

制 定 平成14年4月1日

最近改正 平成22年12月1日

(趣旨)

- 1 この要領は、京都産業大学情報センター利用規程に基づき、教材・コンテンツ制作室（以下「制作室」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(設置目的)

- 2 制作室は、マルチメディア・コンテンツの作成・編集及びメディア変換等、他の情報処理教室では実施できない利用目的のために設置する。

(運用管理)

- 3 制作室の運用管理は、情報センターが行う。

(開室日時)

- 4 開室日時は、情報センターが決定し、告知する。

(備品)

- 5 備品の利用については、別に定める。

(利用資格)

- 6 制作室を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部学生及び大学院生
- (3) その他情報センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

(利用時間)

- 7 制作室を利用することのできる時間は、開室日時のうち、情報センター職員又は情報センターが雇用する臨時職員（以下「運用補助員」という。）が制作室に駐在している時間内とする。

(延長短縮)

- 8 制作室は、センター長の判断により開室時間の延長若しくは短縮又は閉室することがある。

(入退室)

- 9 利用者は、入退室時に制作室入口のカウンターで利用者名簿に必要事項の記入を行う。

(禁止事項)

- 10 利用者は、次に挙げる事項を行ってはならない。違反した場合、制作室の利用を停止することがある。

- (1) 利用に関する諸規程に違反する行為
- (2) 制作室内での飲食又は喫煙
- (3) 他の情報処理教室で十分可能な作業
- (4) 利用後に使用した機器又は備品の放置
- (5) 貸出利用備品以外の機器又は備品の持出し
- (6) 機器又は備品にインストールされているソフトウェアの複製又は持出し

- (7) 機器又は備品へのソフトウェアのインストール
- (8) 著作権法など法令に抵触する行為
- (9) 他の利用者の迷惑になるような行為
- (10) 情報センター職員及び運用補助員の指示に反する行為
(改廃)

1 1 この要領の改廃は、センター長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、マルチメディア設備利用要領（平成12年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。